

# 時評

## 社会保障を受ける権利に関し後退禁止の原則を認めない司法判断の危険性



弁護士  
今野久子

2015年に全国44都道府県在住の原告が39地裁に提訴した、いわゆる年金引き下げ違憲訴訟は、地裁での原告数は5297名に及び、社会保障をめぐる裁判としては史上最大の規模となった。原告側敗訴が続き、現在その多くが最高裁に上告した段階にある。国際人権法基準として認められている社会権規約の後退禁止の原則を無視した判決の不当性に絞って、意見を述べたい。

原告らが違憲・違法であるとして争っているのは、2012(平成24)年の年金法の改正と2013(平成25)年の政令による年金減額決定(2013年以降3年で合計2.5%減額)である。年金は物価にスライドするが、2000年から3年間、物価が下がっても「経済情勢や高齢者の暮らしに配慮」して、年金を下げなかった。10年以上も経ってから、それは「特例水準」だったので「本来水準」に戻すという口実で、当時の民主党政権が自公との合意で、わずかに衆参両院各1日の審議で法律を成立させたのである。年金しか収入がなく、生活保護基準以下の年金で十分な食事もとれない者にも一律に減額するという、冷酷な内容であった。

もともと日本の公的年金制度

は多くの問題をかかえている。無年金者や生活保護の生活扶助基準にも及ばない低額の年金受給者が多く、とりわけ女性は低年金者が多い。しかも、日本は、世界の流れである最低保障年金制度も無ければ、税による高齢期の所得保障も無い。高齢者の貧困は深刻な社会問題である。

東京訴訟原告は地裁提訴時728名。上記年金減額決定は憲法25条、13条、29条並びに社会権規約9条等に違反し無効であるとして、取消を求めている。

社会権規約9条は、すべての人の社会保障の権利を定め、それについては、社会権規約委員会が発した「一般的意見19」(「一般的意見」は規約の解釈指針である)で、「社会保障に関連して取られた後退的な措置は、規約上禁じられているという強い推定が働く。」として、後退的措置が取られる場合には、締約国は、「それがすべての選択肢を最大限慎重に検討した後に導入されたものであること、及び、締約国の利用可能な最大限の資源の完全な利用に照らして、規約に規定された権利全体との関連によってそれが正当化されること、を証明する責任を負う」としている。これを「後退禁止の原則」と言い、国際人権法の到達基準である。原告側は、憲法98条1項に基づき、上記年金減額は規約の後退禁止の原則にも違反すると主張した。また、日本の憲法25条2項に基づき、国の社会保障の権利の向上・増進義務に違反すると主張した。

しかし、東京地裁判決(令2.9.23)

も、東京高裁判決(令4.10.28)も立法府の広い裁量を認め、社会権規約9条は、締約国が「社会保障の権利」実現のための社会保障政策を実現すべき「政治的責任を負う」ことを宣明したものであるとして、30年以上も前の塩見訴訟最高裁判決(平1.3.2判時1363号68頁)を引用して、立法府の裁量を羈束するものではない、と判示した。あろうことか、東京高裁判決は「憲法25条2項は社会保障等の給付基準を引き下げることが禁止するものではない。」等と付け加えた。

井上英夫金沢大学名誉教授は、「立法府への忖度判決」と厳しく批判している。この間に、社会権規約委員会から規約に関する多数の一般的意見等が出され、規約で定める権利は豊かになり、また理論的にも進展している。判決が、国際人権法基準を無視して時代遅れの塩見訴訟の規約解釈にしがみついているのは、規約の一般的意見に踏み込んでしまえば、政治責任論など根底から崩れ、羈束性について判断回避ができないからであろう。

折しも、岸田政権は、国民に説明もせず、国会で審議もせずに、安保3文書、GDPの2%への増額を閣議決定し、財源論に飛躍させている。憲法の基本理念である「法の支配」が危機的状況にあるときだからこそ、この訴訟で、最高裁判所が司法の独立を守り、国民の納得のいく審理と判断をして、人権の皆としての使命を果たすことを強く求める。

(こんの ひさこ)